

<参考>各協力金の概要

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言に基づく要請 (緊急事態措置協力金)	
	第1期	第2期	当初分	延長分
期間	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】	2月8日(月) ～3月7日(日) 【28日間】
対象地域	京都市		京都府内全域	
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)	
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請		午前5時～午後8時の間の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)	
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)	
猶予期間	遅くとも12月25日(金)から時短開始した場合に支給	遅くとも1月13日(水)から時短開始した場合に支給	時短協力開始日から2月7日(日)までの全ての営業日において協力いただいた場合に日割で支給	時短協力開始日から3月7日(日)までの全ての営業日において協力いただいた場合に日割で支給
受付期間	1月12日(火) ～2月1日(月) <u>2月10日(水)～</u> <u>2月19日(金)※</u>	2月8日(月)～3月1日(月)		3月8日(月)以降予定

※今回延長して受付する期間